

背景

- ・質の高い建築物の整備が求められている
- ・構造計算書偽装問題や完了検査を受けない建築物における違反、施工ミス等による建築基準法令違反が発生
- ・部材・資材レベルの建築主事等による確認審査が困難な問題が発生
 - 昇降機における強度の低い鋼材の使用 (H19)、防耐火構造の大臣認定の不正取得 (H19) 等
- ・昇降機における人身事故など重大な建築物事故が発生
 - 港区内の公共賃貸住宅のエレベーターによる事故 (H18)、吹田市内の遊園地のコースターによる事故 (H19) 等

円滑な経済活動を確保しつつ、建築確認・検査・違反是正といった一連の手続きの実効性を確保することが必要

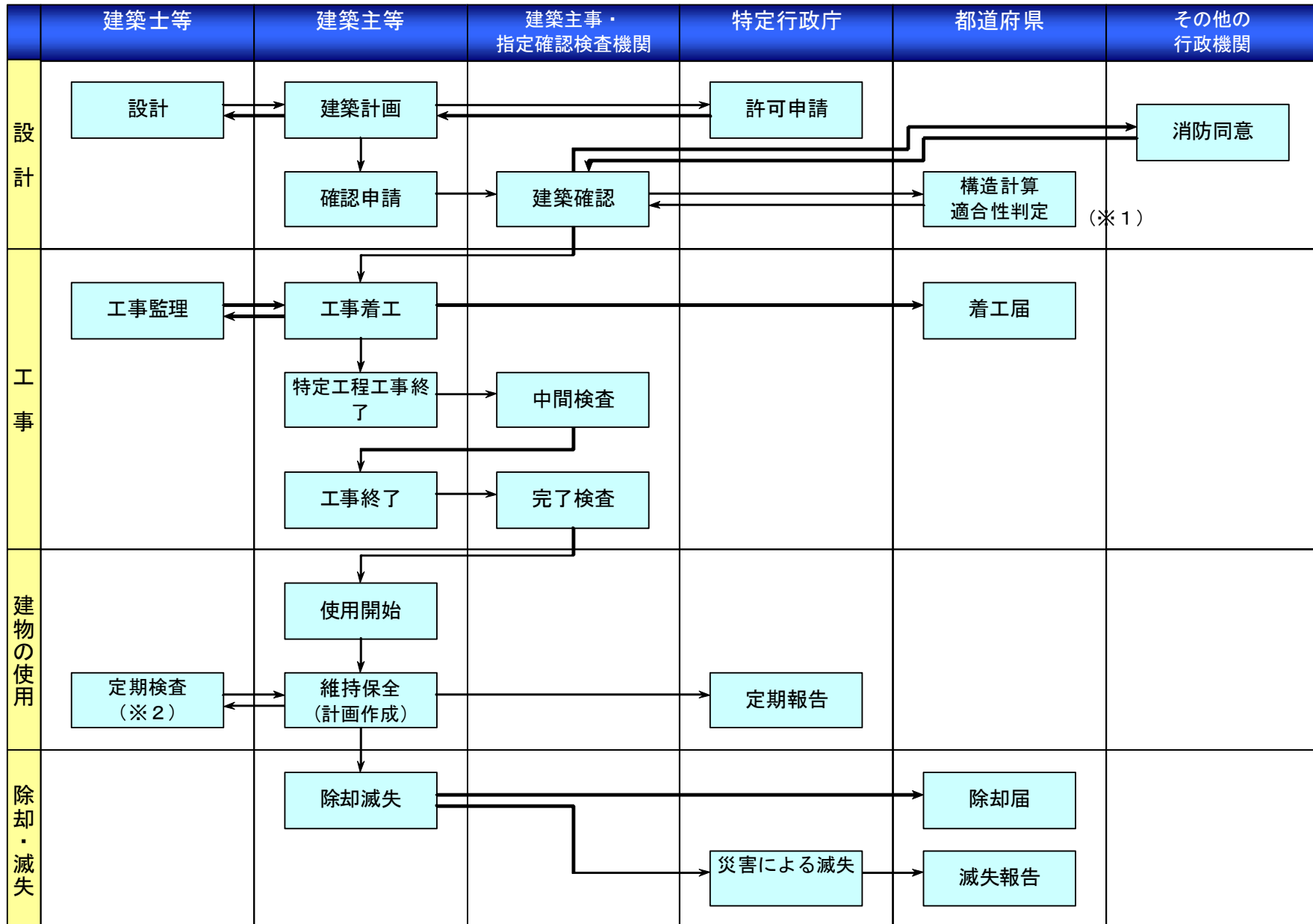
これまでの取組

- ・確認検査を実施する体制の強化
 - ・確認検査機関 (H11-)
 - ・構造計算適合性判定機関 (H19-)
- ・基準適合を担保するための手続の充実・強化
 - ・中間検査の導入 (H11-)
 - ・定期報告の充実 (H20-)
- ・建築物の安全・安心の確保のための計画的取組の要請
 - ・建築物安全安心実施計画 (H11-)
 - ・既存建築物に係る違反对策推進計画 (H14-)

検討課題

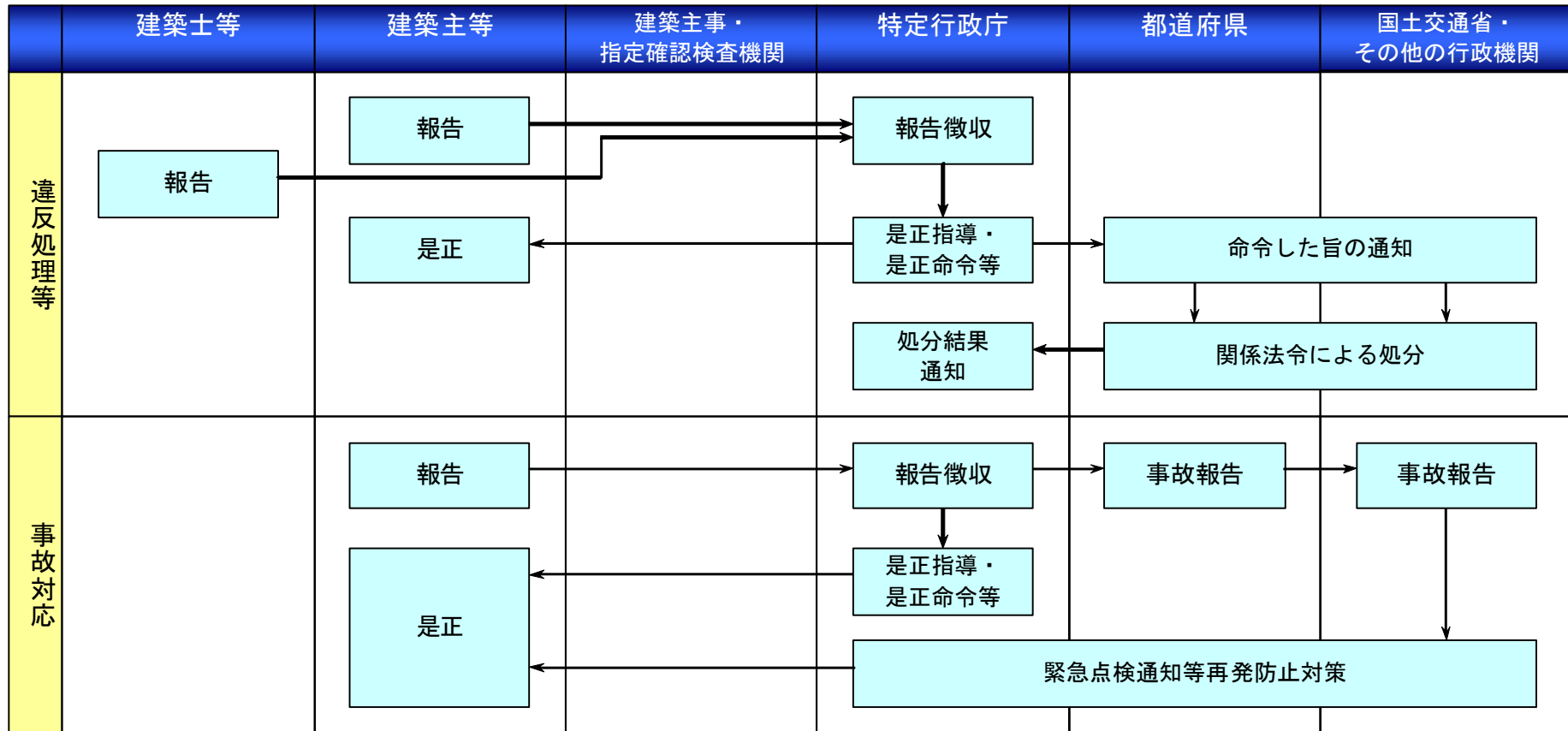
- ・部材・資材の製造、建築物の設計・施工、維持管理といった建築物のライフサイクルの各段階における安全確保体制の確立
 - ・防耐火構造の大臣認定の不正取得への対応
 - ・JIS規格不適合コンクリート問題への対応
 - ・昇降機等の工場生産段階での品質確保対策
 - ・昇降機等の設置後の維持管理対策
- ・事故発生時における迅速・的確な対応と事故情報の収集・分析等による技術基準等への反映
- ・必要な技術基準や運用指針の迅速な整備と実務者へのきめ細かい情報提供
- ・建築物や建築技術者等に関するデータベースの整備とその有効活用

建築基準法に基づく建築物の各段階における手続の流れ



※1 構造計算適合性判定機関による判定を含む。
 ※2 特殊建築物調査資格者、昇降機検査資格者等を含む。

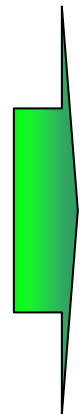
建築基準法に基づく建築物の各段階における手続の流れ



建築物の安全確保のための最近の主要な手続の見直し等の経緯

年	見直しの概要
平成10年	建築基準法の一部を改正する法律 (建築基準の性能規定化は平成12年6月1日施行、これ以外の以下については平成11年5月1日施行) ・建築基準の性能規定化 ・建築確認・検査の民間開放 ・中間検査の導入 ・確認検査等に関する図書の閲覧
平成11年	建築物安全安心推進計画について (4月6日付け局長通知)【概要 別紙】 ・工事監理業務の適正化とその徹底 ・違反建築物対策の総合的な推進 ・中間検査及び完了検査の的確な実施 ・消費者に対する積極的な情報提供、普及啓発
平成14年	建築基準法等の一部を改正する法律(平成15年7月1日施行) ・シックハウス対策規定の新設 小規模雑居ビルにおける建築基準法令違反に係る告発の事務処理について(1月4日付け課長通知) 既存建築物に係る違反是正作業マニュアルについて(4月11日付け課長通知) 既存建築物に係る違反对策推進計画について (4月11日付け課長通知)【概要 別紙】 ・定期報告制度の運用強化 ・違反对策推進体制整備の拡充 ・違反是正の徹底
平成16年	建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律 (平成17年6月1日施行) ・既存不適格建築物に対する勧告・是正命令制度の創設 ・既存建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化
平成17年	建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について(3月31日付け課長通知) ・事故情報の把握 ・消防部局等関係行政機関との連携体制の整備 ・事故情報に対する対応
平成18年	石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律 (平成18年10月1日施行) ・アスベスト規制の導入 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成19年6月20日施行) ・構造計算適合性判定の導入 ・一定の共同住宅の中間検査の一律義務化 ・確認検査等に関する指針の策定・公表 ・指定確認検査機関に対する指導監督の強化 建築士法等の一部を改正する法律 ・設計・工事監理業務の適正化等(平成20年11月28日施行) ・高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化(平成21年5月27日施行)
平成20年	建築基準法施行規則の改正等(平成20年4月1日施行) ・定期報告に係る調査・検査の項目、方法、基準の明確化 ・報告内容の充実

見直し後の運用状況
指定確認検査機関数：122機関 (平成20年10月1日現在)
建築確認手続に占める指定確認検査機関の割合：69% (平成19年度)
建築物安全安心実施計画 : 26都道府県で実施中 (平成20年5月26日現在)
建築物安全安心推進協議会組織 : 24都道府県で活動 (平成20年5月26日現在)
事故防止のための連携体制 : 113行政庁で整備済 (平成19年10月15日現在)
構造計算適合性判定機関数 : 61機関(平成20年10月末現在)
定期報告率 : 特殊建築物等62% 昇降機等94% その他建築設備60% (平成19年3月末現在)



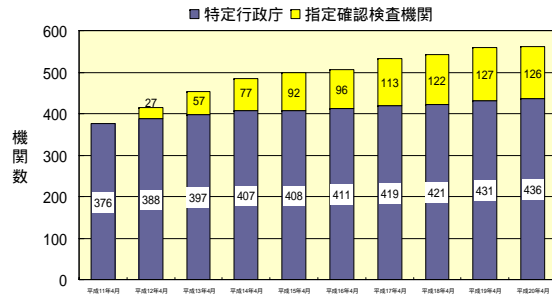
建築基準法制定以降の主要な改正経緯

年	状態基準		建築確認等の手続	
	単体規定	集団規定	使用開始前	使用開始後
昭和34年	<ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物、簡易耐火建築物の創設 内装制限の規定の整理 無窓居室等の規制強化 	<ul style="list-style-type: none"> 2項道路の要件緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備の手続規定の新設 	<ul style="list-style-type: none"> 定期報告制度の導入
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> 特殊建築物と火気使用室の換気設備の基準の新設 排煙設備、非常用照明装置、非常用進入口、非常用昇降機等の基準の新設 内装制限の適用範囲の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域を4種から8種へ 高さ制限の廃止（一住専除く。） 容積率規制、隣地斜線制限の全域適用 空地地区の廃止 北側斜線制限の創設 総合設計制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 違反是正措置の強化（建築監視員制度導入等） 確認申請関係図書の閲覧制度の導入 	
昭和51年		<ul style="list-style-type: none"> 日影制限の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 確認対象特殊建築物の拡大 検査済証交付前使用制限の導入 	
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震設計法の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画制度の導入 		
昭和59年				<ul style="list-style-type: none"> 維持保全計画の創設
昭和62年	<ul style="list-style-type: none"> 木造建築物の高さ制限の合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 前面道路幅員による容積率規制の緩和 		
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> 準耐火構造、準耐火建築物の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域を8種から12種へ 	<ul style="list-style-type: none"> 規制の適用除外となる対象建築物の拡大 	
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準の性能規定化 住宅の居室の日照規定の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 特別用途地区の類型廃止 連担建築物設計制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認・検査の民間開放 中間検査の導入 図書の閲覧制度の拡充 	
平成12年		<ul style="list-style-type: none"> 白地地域の形態規制の導入 		
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> シックハウス対策規定の新設 	<ul style="list-style-type: none"> 天空率の導入 		
平成16年				<ul style="list-style-type: none"> 既存不適格建築物に対する勧告・是正命令制度の創設 既存建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> アスベスト規制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設に対する立地制限の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 構造計算適合性判定の導入 確認検査等に関する指針の策定等 一定の共同住宅の中間検査の一律義務化 指定確認検査機関に対する指導監督の強化 	
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの安全対策の強化 			<ul style="list-style-type: none"> 定期報告に係る調査・検査の項目、方法、基準の明確化 報告内容の充実

建築基準法の執行状況について

特定行政庁及び指定確認検査機関の数の推移

【各年4月1日時点】



1 平成20年4月1日現在の特定行政庁の内訳
都道府県(47)、法第4条第1項設置市(82)、法第4条第2項設置市(133)、
法第97条の2設置市(151)、特別区(23)

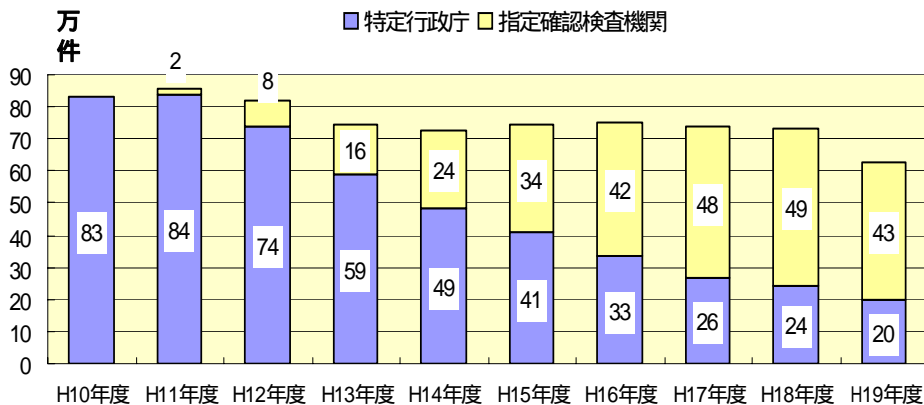
類型別指定確認検査機関数の推移

【各年4月1日時点】

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
所管別	77	92	96	113	122	127	126
本省	10	13	13	14	17	16	17
地方整備局	6	10	15	30	34	37	35
都道府県	61	69	68	69	71	74	74
法人類型別	77	92	96	113	122	127	126
財団法人	41	43	43	44	43	43	43
社団法人	1	1	2	2	2	2	2
株式会社	31	40	42	55	66	73	73
有限会社	2	6	7	8	7	5	5
有限責任中間法人	0	0	0	1	1	1	1
非営利法人	1	1	1	2	2	2	1
学校法人	1	1	1	1	1	1	1

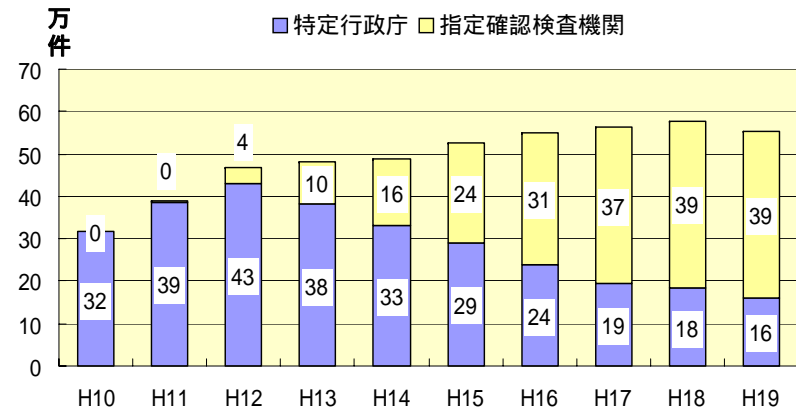
建築確認の件数

年間 約6.3万件
(行政約3.2%、民間約6.8%)



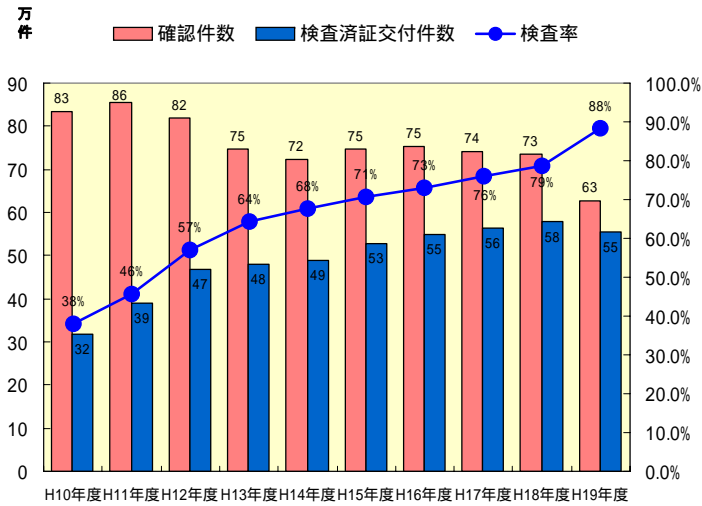
完了検査の件数

年間 約5.5万件
(行政約2.9%、民間約7.1%)



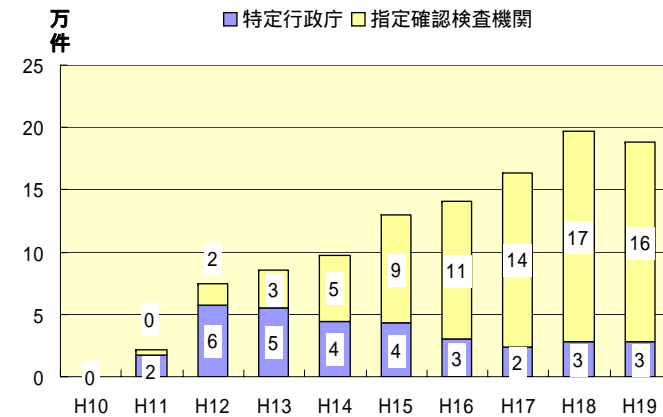
建築基準法の執行状況について

検査率の推移



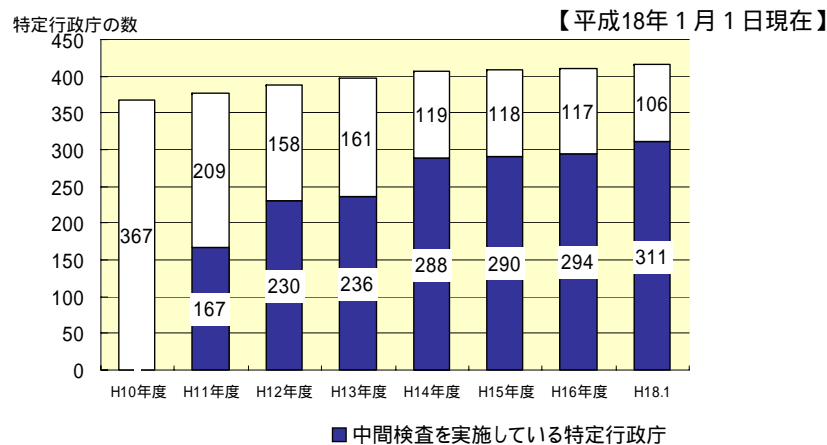
中間検査の件数

年間 約19万件
(行政約15%、民間約85%)



中間検査実施率の推移

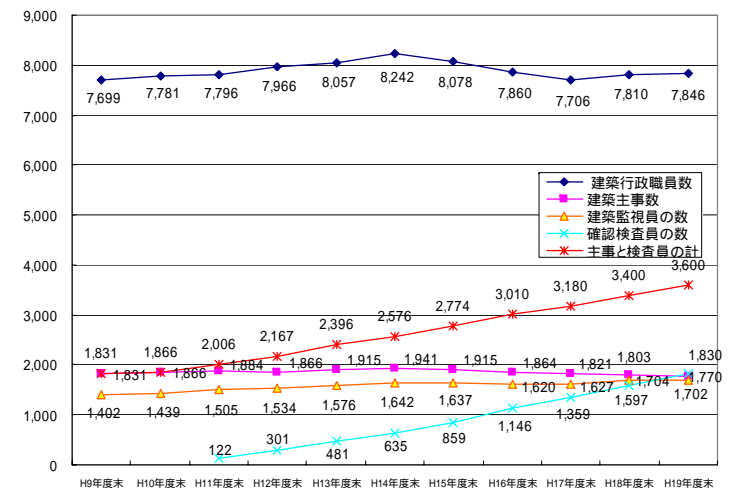
約75%の特定行政庁において、中間検査を実施



都道府県によって特定工程が指定されている限定特定行政庁を含む。

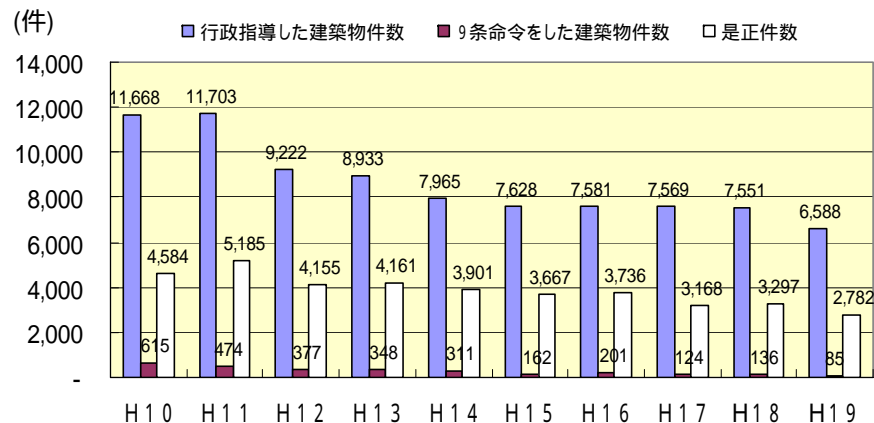
建築主事数、確認検査員数等の推移

【H9年度末～H19年度末】

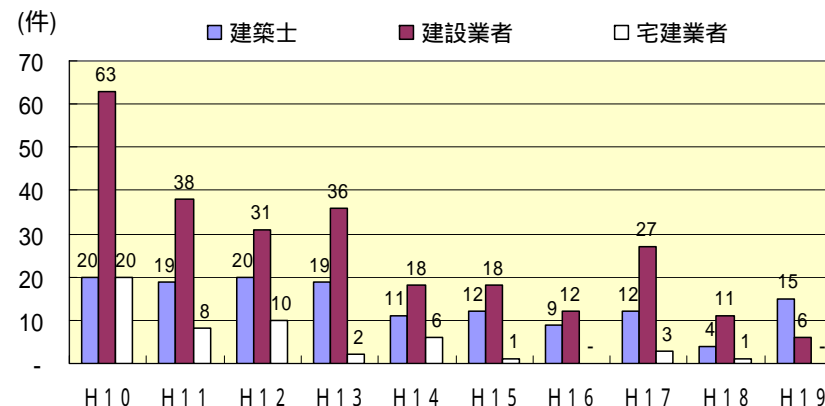


建築基準法の執行状況について

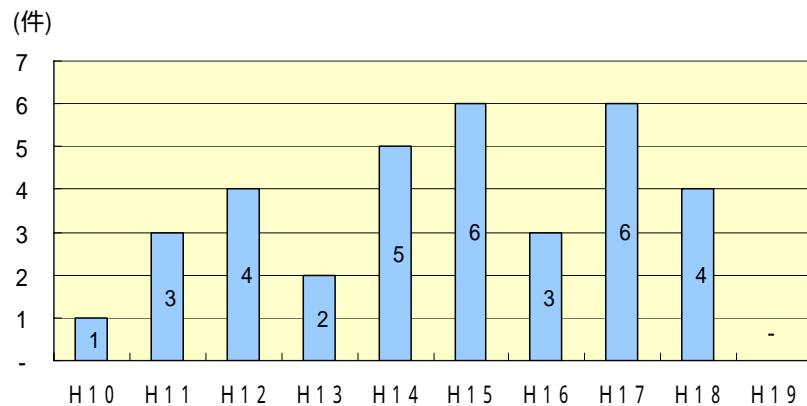
違反建築物に対する行政指導及び9条命令件数の推移



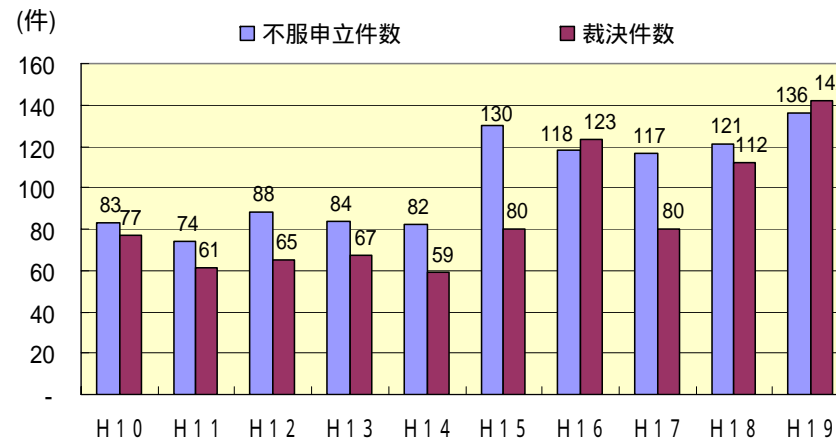
違反建築物の設計者等に対する措置 (法第9条の3の通知)



告発件数の推移

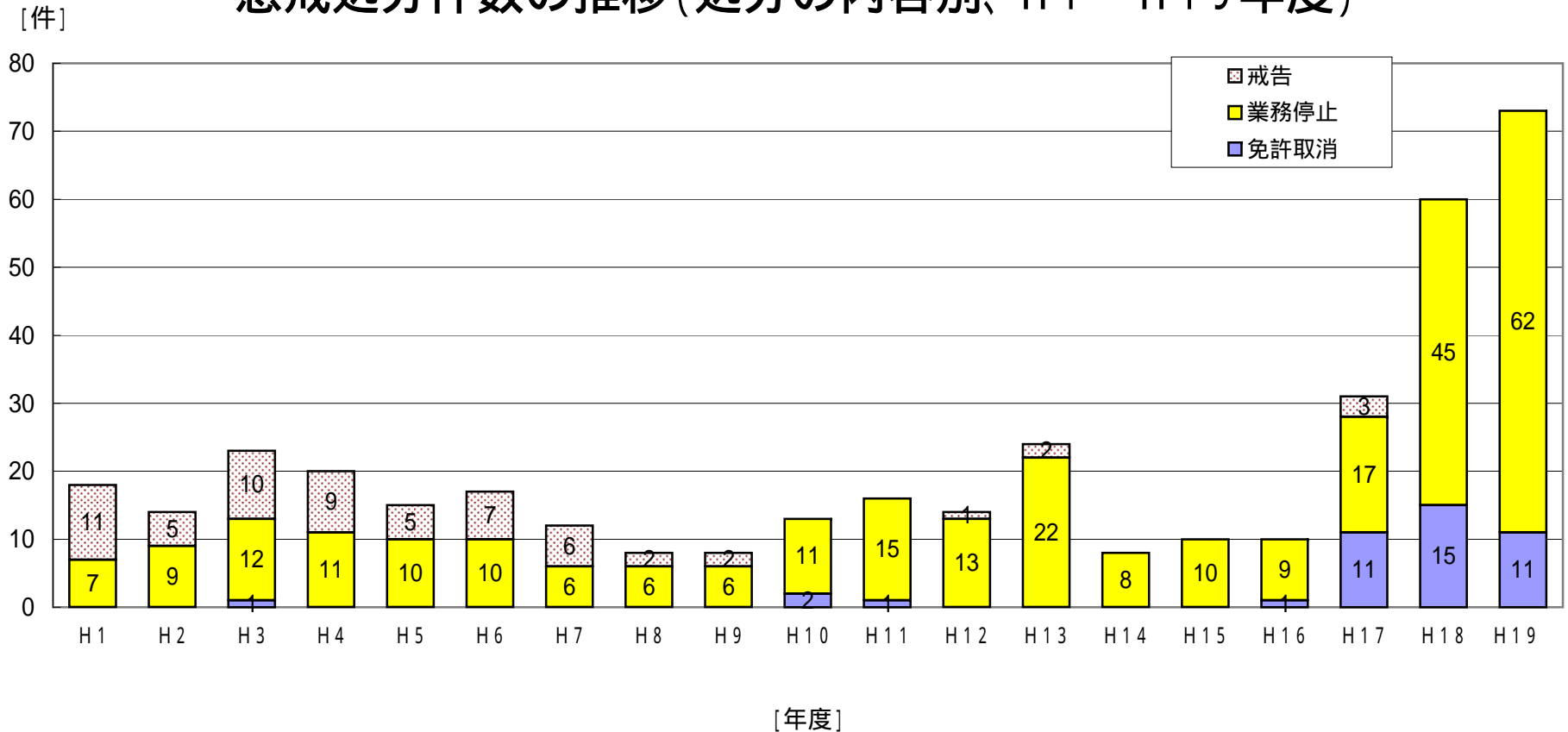


不服申立件数及び裁決件数の推移



建築士法の執行状況（懲戒処分件数の推移）

懲戒処分件数の推移（処分の内容別、H1～H19年度）



	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
戒告	11	5	10	9	5	7	6	2	2			1	2				3		
業務停止	7 (3)	9 (5)	12 (2)	11 (2)	10 (5)	10 (1)	6 (1)	6 (5)	6 (1)	11 (1)	15 (9)	13 (6)	22 (8)	8 (3)	10 (6)	9 (8)	17	45 (1)	62 (1)
免許取消			1 (1)							2 (1)	1					1 (1)	11	15 (2)	11
合計	18 (3)	14 (5)	23 (3)	20 (2)	15 (5)	17 (1)	12 (1)	8 (5)	8 (1)	13 (2)	16 (9)	14 (6)	24 (8)	8 (3)	10 (6)	10 (9)	31	60 (3)	73 (1)

* ()内は建築士法第10条第1項第1号(禁錮以上の刑に処せられたとき。)該当。

建築物安全安心推進計画について

．背景と目的

平成10年6月の建築基準法の改正を契機に国、特定行政庁及び関係団体が協力して各種の施策を総合的に推進し、建築物の安全性等を的確に確保するシステムを再構築する。

．目標

- すべての建築物の適法性が確保されるよう、工事監理、中間検査、完了検査及び違反建築物の是正が徹底されること。
- 建築物の安全性等を確保するための新たな制度的枠組みと執行体制を整備。

．推進すべき施策

- 1．工事監理業務の適正化とその徹底 (工事監理者選任の徹底、工事監理委託内容の書面交付の徹底 等)
- 2．中間検査及び完了検査の的確な実施 (指定確認検査機関の業務体制整備、中間検査対象工程の指定 等)
- 3．違反建築物対策の総合的な推進等 (警察、建設業行政、不動産業行政との連携強化 等)
- 4．消費者に対する積極的な情報提供、普及啓発 (パンフレット配布、相談会の開催、相談窓口の設置 等)

．地方における取り組み

各都道府県では、「建築物安全安心推進協議会」を設置し、都道府県ごとの「建築物安全安心実施計画」を策定するとともに、そのフォローアップを実施。

既存建築物に係る違反对策推進計画について

・背景と目的

平成13年の東京都新宿区歌舞伎町で発生した雑居ビル火災による惨事を契機に、各都道府県における既存建築物に係る違反对策推進計画の作成。

・計画の内容

(1) 具体的目標の設定

違反解消の徹底を図るため、各特定行政庁の実情に応じて重点違反是正項目及び重点実施期間を定める。

(2) 具体的施策

定期報告制度の運用強化

- ・定期報告制度の強化による未報告物件への立入検査の重点化 等

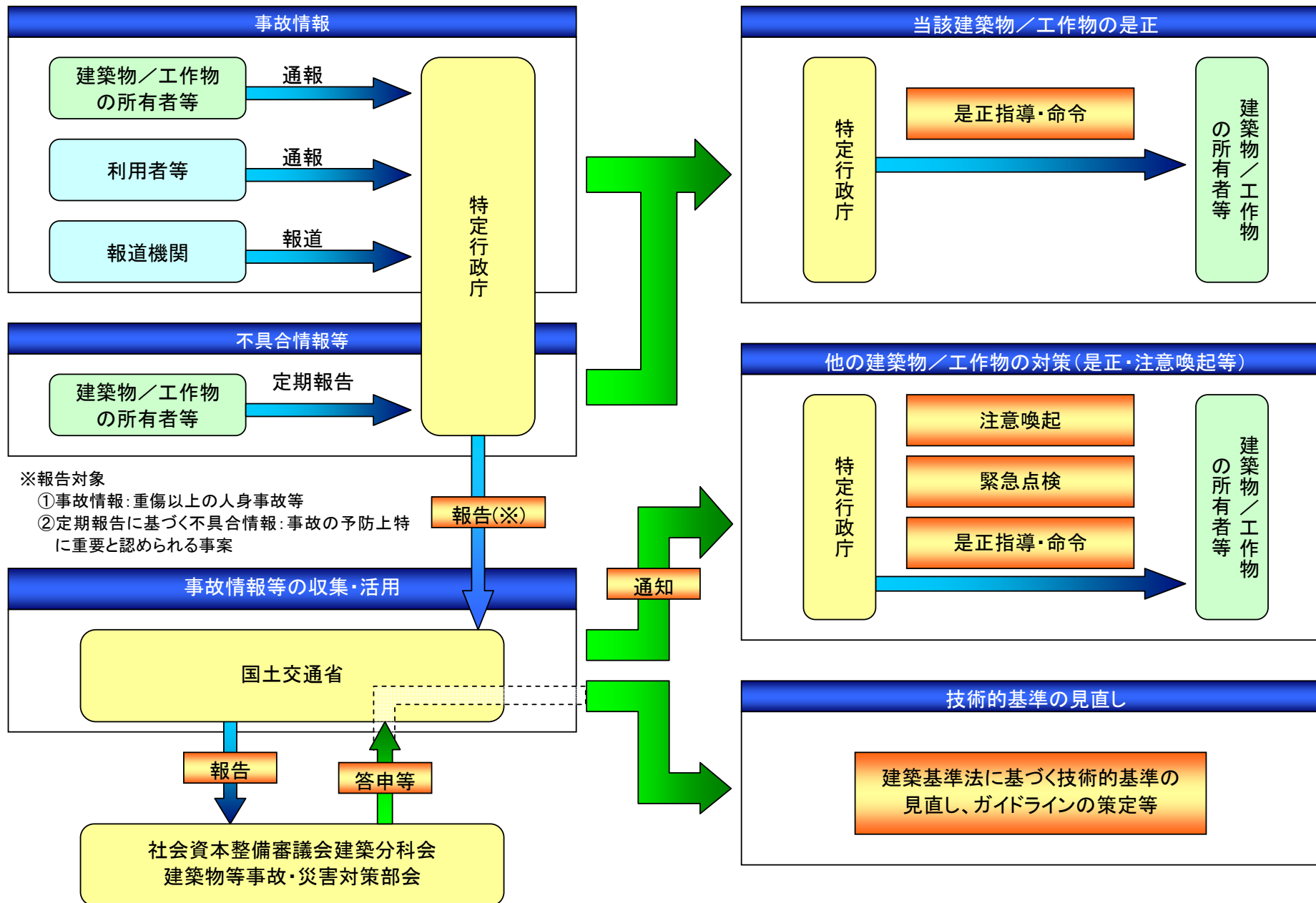
違反是正の徹底

- ・違反建築物の情報開示方法の検討
- ・告発及び行政代執行の積極的活用 等

違反对策推進体制整備の拡充

消防、警察部局等を含む協議会を設けるなどして違反建築物対策体制の充実 等

事故が起きた場合等の建築行政の対応

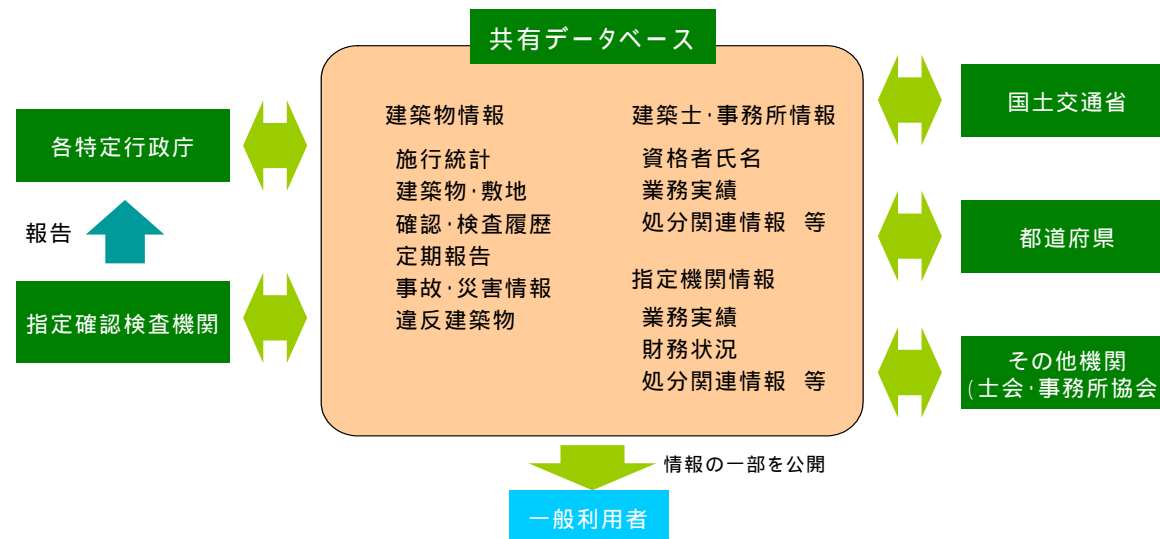


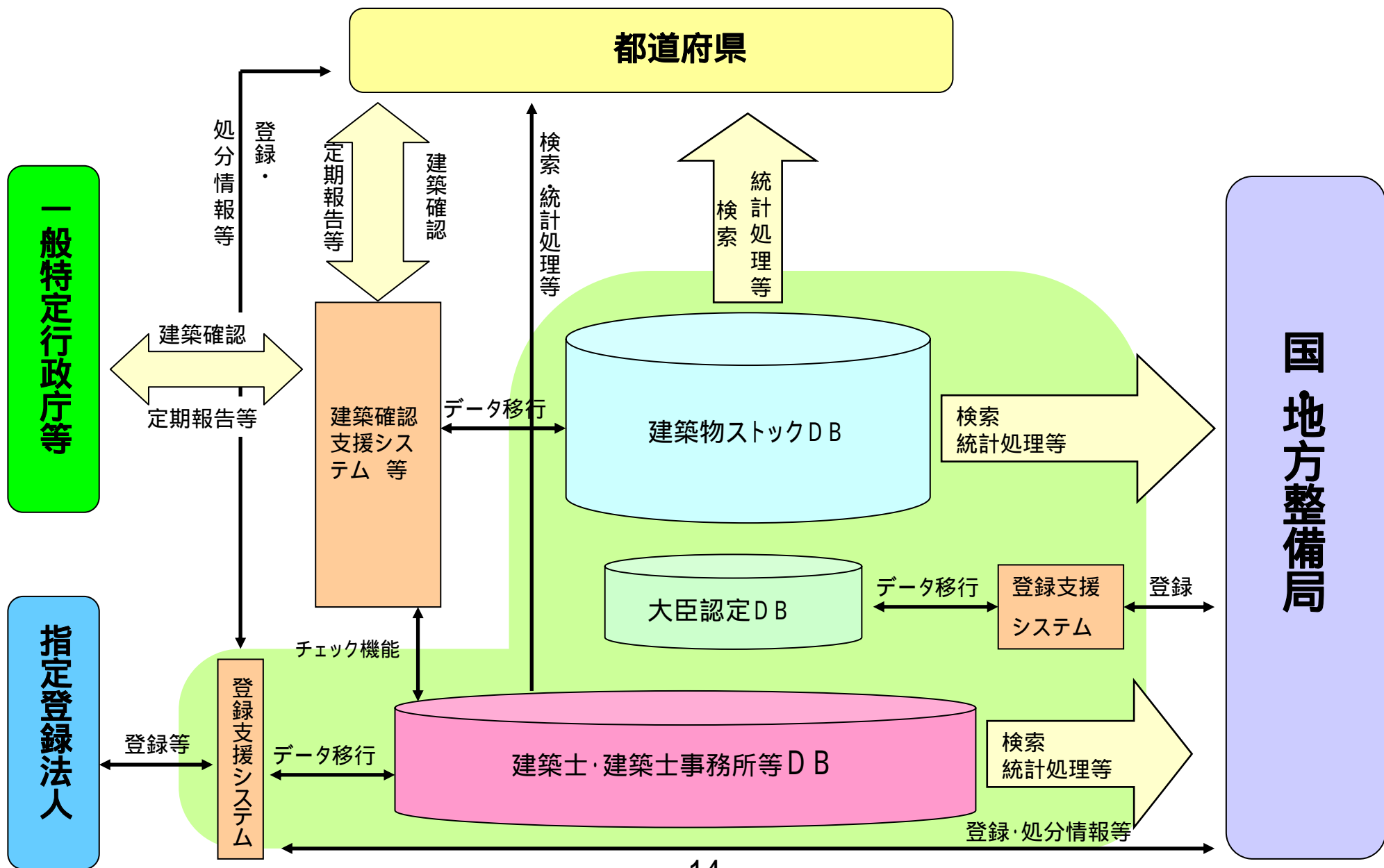
建築物の安全性に対する国民の信頼回復及び建築行政における対応の迅速化を図るため、建築士、建築士事務所、指定確認検査機関等に関する登録システムを構築するとともに、建築物のストック情報に関するデータベース(建築行政共用データベースシステム)の整備に要する経費等を措置する。(平成19年度から平成21年度)

消費者保護の観点から、国民の誰もが、建築士、建築士事務所等の業務実績や処分履歴などの情報について簡便かつ適確に把握できる環境整備が求められており、また、業務活動の範囲が広域化している現状において、建築士等に対する適確な指導監督を行うためには、各行政機関における基礎的な情報の共有が不可欠。

違反建築や建築物事故に迅速かつ的確に対応し、建築行政を効率的に執行していくためには、建築計画、確認・検査の履歴、定期報告等の建築物のストック情報の体系的な蓄積・共有が必要。

建築行政共用データベースシステムのイメージ



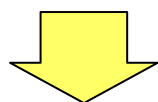


(電子媒体申請)

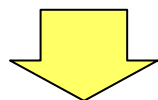
手数料の減免等により
電子媒体による申請を
誘導



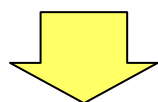
建築確認



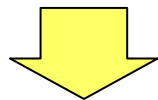
中間検査



完了検査



定期報告



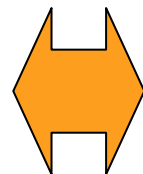
確認申請書
設計者
・意匠設計者
・構造設計者
・設備設計者
工事監理者

建築計画概要書
地名地番、敷地
用途、面積、高さ
構造、階数 等

処分等の概要書
建築確認
中間検査
完了検査
その他の処分

定期報告書
調査・検査者
調査・検査の概要

(建築物のストック情報)



建築士登録

建築士事務所登録

(事務所登録等のチェック)

申請書に記載された建築士が、登録を受けた建築士事務所に所属していることを確認できる。

建築士が構造設計を行った物件を検索できる。

用途、規模、構造等を特定して、全国の設置件数や地域分布を即座に分析できる。

違反建築物の建築主や設計者を特定し、同者が関与した他物件を検索できる。

社のエレベーターが設置されている物件を検索できる。
(被害拡大の防止等)

建築士氏名

構造・設備建築士

講習受講履歴

(講習受講のチェック)

答申：建築士事務所に所属し、業に携わる建築士については、一定期間ごとの講習の受講を義務付け…

処分履歴

管理建築士

(専任のチェック)

土法24条：一級建築士事務所…は、それぞれ専任の一級建築士…が管理しなければならない。

所属建築士氏名

業務実績

処分履歴